

資金繰り
に朗報!!

国の助成金により
費用負担軽減

公共工事等運転資金支援 融資制度のご案内

～「地域建設業経営強化融資制度」に基づく融資～

- 受注はあるけど資金繰りが厳しい！
- 担保になる不動産がない！
- 金融機関の借入枠に余裕がない！
- 経審のY評点をアップしたい！

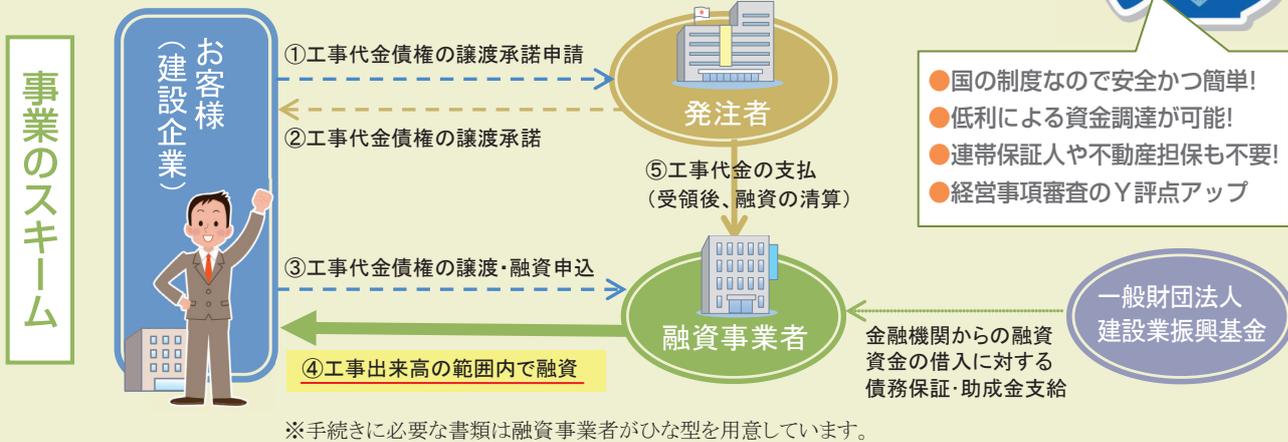


こんなことでお困りなら、
地域建設業経営強化融資制度の利用をご検討下さい。



地域建設業経営強化融資制度とは?

国や地方公共団体等が発注する建設工事や公共性のある民間工事を受注した元請建設企業が、その工事の出来高に応じて、工期中にその出来高部分を低利により随時、資金化することができる制度です。国土交通省が中小・中堅建設企業の資金繰り対策として行う公的な融資制度です。

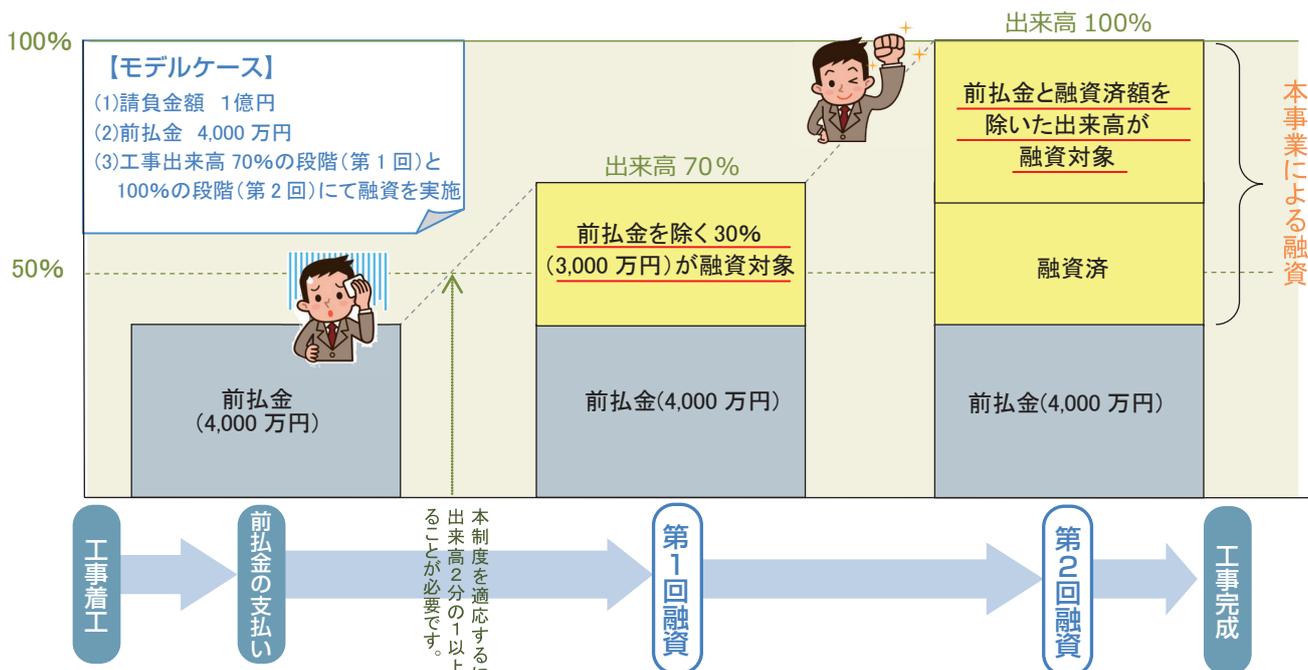


本融資制度における 4 つの特徴

1

工事出来高に応じて融資します

出来高の範囲内で資金調達ができますので、受注前における資金繰り計画の立案が容易になります。また、予想外の工期延長等により工事代金の支払いまでの資金繰りが必要になった場合にも対応可能です。返済は、工事請負代金債権の譲渡先である融資事業者が発注者から支払われる当該工事代金によって自動的に清算されます。結果、出来高部分払い感覚で利用いただけます。





2

金利・手数料の助成が受けられます

国から助成金が支給されるため、融資にかかるコストが大幅に軽減されます。

《利用できる国の助成金》



- ①企業が負担する金利の助成（上限 1.1%）
- ②出来高査定費用を助成（毎回上限 10 万円）
- ③事務経費等を助成（毎回上限 2 万円）

（平成 26 年度適用）

3

簡易・迅速に融資が受けられます

（一財）建設業振興基金の債務保証によって、融資事業者が金融機関から借り入れる転貸融資であるため、金融機関の融資枠を利用しません。これにより、保証人・担保が不要なうえ、低金利かつ迅速（工事出来高査定後概ね 1 週間以内）に融資が受けられます。



4

経審 Y 評点のアップ(改善)が図れます

本制度における借入金は、経営状況分析「負債回転期間」の負債合計額から控除することができます。

経営事項審査の経営状況分析（Y 評点）における「負債回転期間」の負債合計金額からの控除は、Y 評点のアップに繋がります。



本融資制度の概要

対象者

資本金 20 億円以下または従業員 1500 人以下の建設企業

対象となる 建設工事

国・地方公共団体等の発注する工事で債権譲渡が認められているもの
公共性のある一定の民間工事（電気・ガス、鉄道、病院、福祉施設、土地改良事業等）
※国と全ての都道府県・政令指定都市、多くの市区町村が債権譲渡を認めています。
※低入札価格調査等の対象となった工事や履行保証について役務的保証が求められている工事は対象外です。

制度の概要

対象となる工事を請け負った建設企業が、以下のいずれかの融資事業者に当該請負工事の債権を譲渡していただきます。対象となる工事の出来高が 50%を超えた時より融資事業者から低利な融資を受けることができます。

融資のご相談はこちら

組合員を対象に融資事業を行っている組合

宮城県建設業協同組合	022-263-1266
秋田県建設事業協同組合連合会	018-823-5495
○ 福島県建設業協同組合	024-521-1227
茨城県建設業協同組合	029-221-5126
栃木県建設業協同組合連合会	028-639-2611
千葉県建設業協同組合連合会	043-247-3239
○ ジェイケー事業協同組合	03-5408-7741
○ 都中建設協同組合	03-3356-7711
○ 石川県総合建設業協同組合	076-244-1554
○ 山梨県建設業協同組合	055-235-0608
長野県建設事業協同組合連合会	026-228-7200
南城建設協同組合	0577-75-2201
益田建設業協同組合	0576-52-1165
高山建設業協同組合	0577-32-2131
○ 飛騨大野建設業協同組合	0577-35-5577
美濃建設業協同組合	0575-33-0812
恵那市建設協同組合	0573-26-1144
恵北建設業協同組合	0573-72-3089
清水地区建設事業協同組合	0543-64-5636
浜松地区建設事業協同組合	053-454-9012
天竜地区建設事業協同組合	053-926-1562
滋賀県建設業協同組合	077-524-1748

協同組合坂浅土木工業会	0749-62-3234
阪神建設業協同組合	0725-22-6300
奈良県中和建設業協同組合	0744-42-2524
○ 愛媛県建設業協同組合連合会	089-943-5324
高知県建設業協同組合	088-872-8962
中村地区建設協同組合	0880-34-3100
○ 福岡県建設業協同組合	092-641-5060
佐賀県建設工業協同組合	0952-23-0146
○ 長崎県建設工業協同組合	095-826-9141
○ 対馬建設業協同組合	0920-52-0374
○ 熊本県建設業協同組合	096-364-6726
大分県建設業協同組合連合会	097-536-4800
大分総合建設業協同組合	097-536-3231
宮崎県建設事業協同組合	0985-23-3691
○ 鹿児島県建設業協同組合連合会	099-256-4355
奄美大島建設業協同組合	0997-52-2721
○ 沖縄県建設事業協同組合	098-878-1810

全ての建設企業を対象に融資事業を行っている企業

○北保証サービス株式会社（北海道地区）	011-241-8654
○株式会社建設経営サービス（東日本地区）	03-3545-8534
○株式会社建設総合サービス（西日本地区）	06-6543-2848

※上表に「○」が付いている融資事業者は、公共性のある一定の民間工事も取り扱っています。

※本制度による工事出来高を担保とした融資事業の他、同制度の一つとして保証事業者の前払金の支払いを受けている場合、金融保証を受けることにより未成工事部分の融資を受けることも可能です。本件の詳細につきましては、以下、金融支援部に直接お問い合わせください。

制度のお問い合わせ



105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目 MTビル2号館

TEL 03-5473-4575

URL <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>